

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市大瀬川辺地に係る総合整備計画	【目的】 当該辺地に係る公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。 【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。 【区分】 実施計画 【計画期間】 平成30年度から平成34年度 【関係法令】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	対象外		整備地域を限定した実施計画であるため。（消防施設整備）
2	花巻市鉛辺地に係る総合整備計画の変更について	【目的】 当該辺地に係る公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。 【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。 【区分】 実施計画 【計画策定年度】 平成29年度 【計画期間】 平成29年度から平成33年度 【関係法令】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	対象外		整備地域を限定した実施計画であるため。（観光・レクリエーション施設）
3	花巻市南成島辺地に係る総合整備計画の変更について	【目的】 当該辺地に係る公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。 【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。 【区分】 実施計画 【計画策定年度】 平成29年度 【計画期間】 平成29年度から平成33年度 【関係法令】 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	対象外		整備地域を限定した実施計画であるため。（市町村道）
4	花巻市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例 （H29.11.20委員会報告、対象外・除外No.13の修正）	【目的】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による所要の改正 【内容】 教育長の勤務時間、休日及び休暇等並びに職務専念義務の免除に関し、条例で規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		法令の一部改正に基づく新教育長制度移行に伴う所要の改正であるため。
5	花巻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止	【目的】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による条例の廃止 【内容】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による条例の廃止 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		法令の一部改正に基づく新教育長制度移行に伴う条例の廃止であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
6	花巻市財政調整基金条例の一部を改正する条例	【目的】 災害により生じた経費その他必要と認められる事業等に要する経費の財源に充てるため、花巻市財政調整基金を設置する。 【内容】 法改正による引用条項の修正 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 公布日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方財政法施行令 ②法令改正施行日 平成24年1月27日	対象外		法令の一部改正に伴い、引用条項の修正を行うものであるため。
7	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	【目的】 花巻市国民健康保険特別会計の中期財政見通しを踏まえ、当市における国民健康保険税の課題を解決するため、税率等の見直しを行う。また、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【内容】 所得割額、均等割額及び平等割額の税率改正、資産割額の廃止 県の国民健康保険に関する特別会計への納付金に係る課税額について規定すること。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成30年4月1日	工 義務 権利	才 市税 等	国保の都道府県化に伴い県が示す標準税率を参考に税率の改正等を行うものであるため。また、法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
8	花巻市入湯税の課税の特例に関する条例を廃止する条例	【目的】 東日本大震災の被災者支援 【内容】 被災者が市内の鉱泉浴場に入湯する場合において、入湯税を課さないこととした期間が終了したことから条例を廃止する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 公布の日	対象外		課税特例の期間終了に伴う条例廃止のため。
9	花巻市新事業創出基盤施設条例の一部を改正する条例	【目的】 市内で事業展開を図ろうとする企業の立地促進 【内容】 新たに賃貸工場1棟を整備することによる使用料の設定 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		企業立地促進のため設置する賃貸工場であり、既存の賃貸工場の使用料と均衡を図りながら設定するものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
10	花巻市生産性向上の実現のための臨時措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例	【目的】 「生産性向上の実現のための臨時措置法」に基づく認定先端設備等導入計画に対し優遇措置を講ずることにより、中小企業の実産性革命を支援 【内容】 「生産性向上の実現のための臨時措置法」に基づく認定先端設備等導入計画に基づき、新たに導入された減価償却資産に関し、固定資産税の課税を免除しようとするもの。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会 ②施行日 未定 ③適用日 未定 ※②、③に関しては、平成30年1月より開会する通常国会において、「生産性向上の実現のための臨時措置法」が成立・公布され、施行となる見込み。	対象外		中小企業の実産性向上に資する設備導入を支援するための固定資産税課税免除措置であるため。
11	花巻市廃棄物処理等手数料条例の一部を改正する条例	【目的】 北上地区広域行政組合の共同処理する事務の区域が変更されることに伴い、し尿収集運搬手数料の適用区域を変更しようとするもの。 【内容】 し尿収集運搬手数料の適用区域の制限を削除し、適用区域を花巻市全域に変更するもの。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		花巻市のうち大迫町及び石鳥谷町の区域のし尿等については、共同処理を行っていた「紫波、稗貫衛生処理組合」が平成30年度末で解散することにより、平成29年度末でし尿等の受け入れを停止する予定となっている。以降の処理については、「北上地区広域行政組合」の処理施設で行うこととなっており、これに伴い「北上地区広域行政組合」の規約変更が予定されていることから、条例で定める手数料の適用区域を変更するもの。なお、手数料の額に変更はない。
12	花巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 地区計画区域内の建築物に関する制限を定めるもの。 【内容】 法改正に伴う引用条項の整理 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 建築基準法 ②法令改正施行日 平成30年4月1日	対象外		法令の改正に伴う、条すれの整理のため。
13	花巻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	【目的】 道路法施行令が改正され、道路占用料額の見直しが行われたことに伴い改正するもの。 【内容】 道路占用料額の改正 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 道路法施行令 ②法令改正施行日 平成29年4月1日	対象外		道路法施行令の改正に伴い、道路占用料を変更するものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
14	花巻市下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 地方公営企業法に基づき、花巻市下水道事業の設置、経営の基本等を定めるもの。 【内容】 農業集落排水事業の地方公営企業法の一部適用に伴う改正 【議会及び施行】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		公営企業会計の適用の推進に係る総務大臣通知により、農業集落排水事業の会計方式の変更をするものであるため。
15	花巻市特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 地方自治法に基づき、特別会計の設置について定めるもの。 【内容】 農業集落排水事業の地方公営企業法の一部適用に伴う改正 【議会及び施行】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		公営企業会計の適用の推進に係る総務大臣通知に伴う農業集落排水事業の会計方式の変更に伴い、特別会計の対象事業と名称を変更するものであるため。
16	花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 介護保険の地域密着型サービスの運営等に関する基準を定める。 【内容】 地域密着型サービスの運営基準等を定める厚生労働省令の改正に伴い、対応する市の基準条例を改正する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準 ②省令改正施行日 平成30年4月1日	対象外		法令により基準が定められているものであるため。
17	花巻市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 介護保険の地域密着型介護予防サービスの運営等に関する基準を定める。 【内容】 地域密着型介護予防サービスの運営基準等を定める厚生労働省令の改正に伴い、対応する市の基準条例を改正する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ②省令改正施行日 平成30年4月1日	対象外		法令により基準が定められているものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
18	花巻市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 介護保険の介護予防支援の運営等に関する基準を定める。 【内容】 介護予防支援の運営基準等を定める厚生労働省令の改正に伴い、対応する市の基準条例を改正する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ②省令改正施行日 平成30年4月1日	対象外		法令により基準が定められているものであるため。
19	(新規) 花巻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	【目的】 介護保険法の改正により、平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県から市町村に移譲される。当該指定に係る基準等は、市町村が条例で定める必要があるため、市の条例を制定する。 【内容】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準により居宅介護支援事業所の運営基準を定める。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		法令に定める基準に従い定めるものであること。
20	花巻市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例	【目的】 国保都道府県化による国保財政制度の改革に伴う所要の改正 【内容】 基金の設置目的に関する規定（基金の用途）を、新たな国保財政制度における歳出科目に合わせて置き換えるもの。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		国県による制度改正に伴う所要の改正であるため。
21	花巻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	【目的】 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う所要の改正 【内容】 住所地特例の見直しに伴い被保険者の範囲が変更されることから、保険料を徴収すべき被保険者に関する規定を整理する。市において行う事務の規定から、葬祭の給付に係る申請書の受付を削除する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令に基づく改正の場合】 ①名称 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成30年4月1日	対象外		法令の改正に伴う所要の改正であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
22	花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例	【目的】 国民健康保険法の一部改正に伴う所要の改正 【内容】 「国民健康保険運営協議会」が、改正法第11条第2項で「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と名称変更されたことにより、引き続き従前の名称を使用するために、国民健康保険条例に定義規定を置き、同協議会の名称を明示するもの。 なお、新たな名称を使用するか、引き続き従前の名称をしようするかについては、市町村の判断に任されている。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令に基づく改正の場合】 ①名称 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成30年4月1日	対象外		法令の改正に伴う所要の改正であるため。
23	花巻市国民健康保険直営診療施設条例の一部を改正する条例	【目的】 療養の給付を行うための診療施設を設置する。 【内容】 診療施設の名称の変更 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		診療施設の名称から「国民健康保険」の文言を削るのみの変更であるため。
24	花巻市手数料条例の一部を改正する条例	【目的】 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い所要の改正を行う。 【内容】 液化石油ガス充てん設備変更許可申請手数料等の改正を行うもの。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令に基づく改正】 ①名称 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 ②施行日 平成30年4月1日	対象外		法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの。
25	花巻市火災予防条例の一部を改正する条例（違反対象物に係る公表制度）	【目的】 消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その内容を利用者等へ公表することにより、防火安全に対する認識を高め火災被害の軽減を図る。 【内容】 花巻市のホームページに違反対象物の名称、所在地、違反内容を公表する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月議会定例会 ②施行日 平成31年4月1日 【法令に基づく改正】 ①名称 消防法「違反対象物に係る公表制度の実施について（通知）」 ②施行日 平成26年4月1日 （政令指定都市消防本部から人口規模に応じて段階的に実施）	対象外		法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
26	花巻市特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	【目的】 幼稚園、保育園、認定こども園等の施設 の運営基準を定める。 【内容】 法改正に伴う引用条項の整理 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律 ②法令改正施行日 平成30年4月1日	対象 外		法改正に伴う引用条項の整理のみ の改正であるため。
27	花巻市立保育所設置条例の一 部を改正する条例	【目的】 公立保育園の設置根拠を定める。 【内容】 保護者要望と入園希望者の激減（皆無） による内川目保育園の廃止 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月議会定例会 ②施行日 平成30年4月1日	対象 外		市立保育所の名称及び位置を規定 する条項から、内川目保育園を削る 改正であるため。